

大口町告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月12日

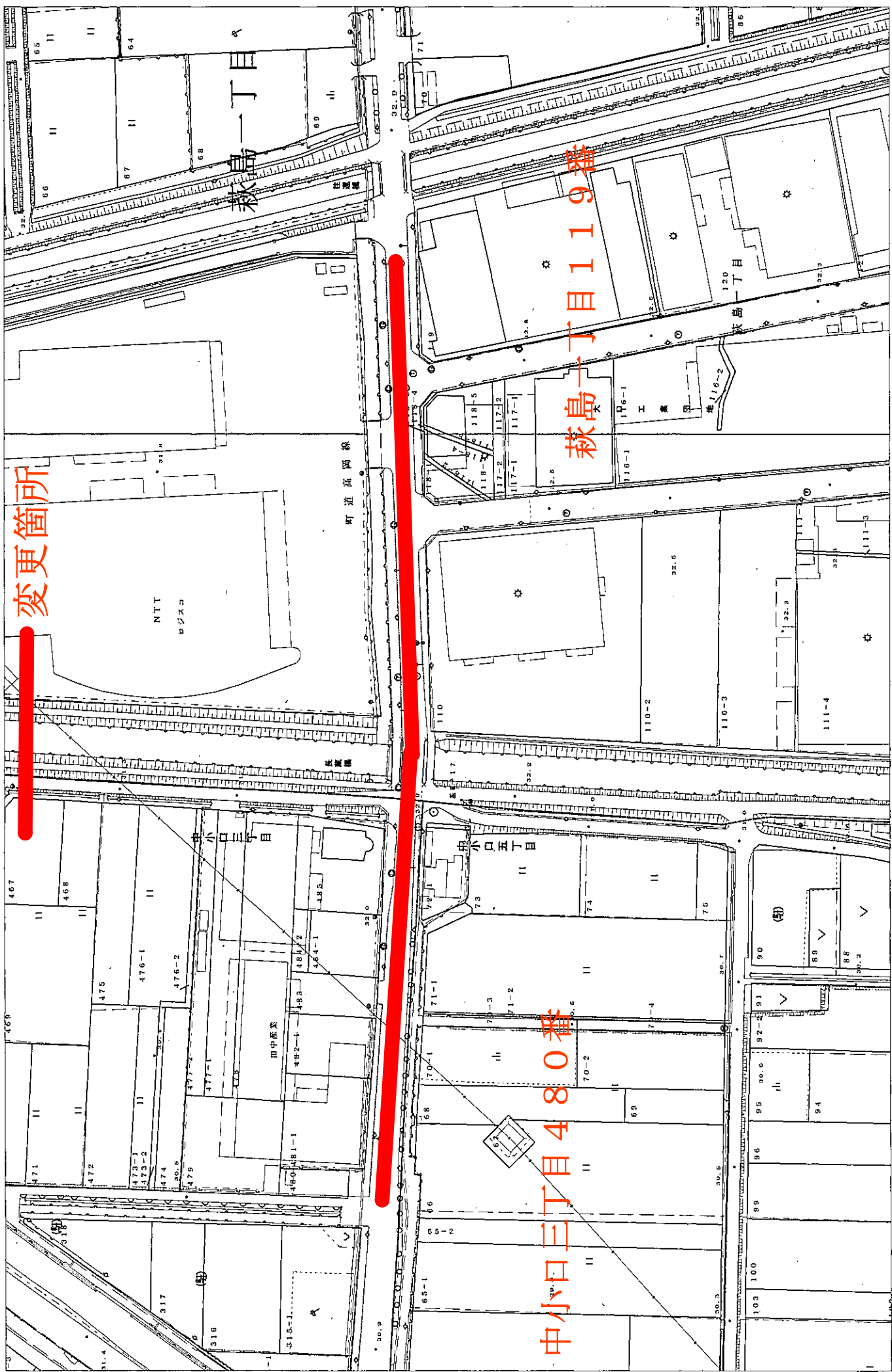
大口町長 鈴木雅博

道路の区域変更

路線 番号	路線名	区 間	変更前 後の別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
10001	高岡線	中小口三丁目 480 地先から 萩島一丁目 119 地先まで	変更前	11.5~16.5	330.0
			変更後	11.5~16.5	343.9

町道高岡線道路区域変更箇所図

都市計画基本図



変更箇所

中小口三丁目480番

萩島一丁目119番

1:1,500

